

2025 年■月■■日

ユートミヤ市民の会(仮称) 会則

〔名称〕

第1条 この会の名称は「■■■■■■■■■■」(以下、本会)とします。

<話し合いのポイント:会の名称>

〔目的〕

第2条 本会は、富谷市複合図書館「ユートミヤ」(以下、ユートミヤ)をサポートし、共に活動することで、ユートミヤが「人がつながり、文化と創造性を育む、生涯にわたる学びと交流の拠点」として、市民に愛され持続的に発展することを目的とします。活動に際しては富谷市複合図書館「ユートミヤ」と互いに対等な関係(イコールパートナーシップ)を目指します。

<話し合いのポイント:会の目的>

〔事業〕

第3条 本会の事業内容は上記の目的に則る範囲で本会での議論に基づき柔軟に決定して
いきます。当面は

(ア) ユートミヤをより充実したものとしていく活動

(イ) ユートミヤへの市民の関心を高め、市民の関与と交流を促進するための活動

(ウ) ユートミヤをよく知り、楽しみ、混じり合い、使いこなすための活動

(エ) ユートミヤを■■■■■ための活動

(オ) ユートミヤを■■■■■ための活動

を軸とします。活動にあたっては「自治と協働」「調査と学習」「提言と対話」を根本的な原則とします。

<話し合いのポイント:会の活動内容>

〔会員〕

第4条 本会の会員は富谷市在住・在勤・在学を問わず、本会の活動主旨に賛同する者とする。

(ア) **市民会員**：富谷市在住・在勤・在学（会費 1000 円、議決権あり）

(イ) 賛助会員:本会の目的に賛同する法人・団体等(会費 10000 円、議決権なし)

(ウ)市外会員:(ア)以外で本会の目的に賛同する個人(会費 1000 円、議決権なし)

賛助会員については、社会性等の観点から入会を断れるものとします。

<話し合いのポイント:会費、市民会員と市外会員を分けるかどうか>

〔機關〕

第5条 本会に次の機関を置きます。

(ア) 総会：総会は原則的に毎年■月に開催し、事業報告、予算・決算の検討・承認、会則の改正、役員の選出を行います。また役員の過半数の賛同があれば、臨時総会を開催す

富谷市複合図書館「ユートミヤ」市民の会(仮称)会則案

ることがあります。

(イ) 世話人会:世話人会は役員と事務局で構成し、原則的に月に1回開催します。

(ウ) 事務局:事務局は当面の間、富谷市複合図書館「ユートミヤ」に設置し、富谷市複合図書館「ユートミヤ」の職員の協力を得ます。ただし、将来的には本会が事務局機能を担えるように努めていきます。

〔役員〕

第6条 本会には次の役員を置きます。任期は原則的に1年としますが、2年を上限に連続しての再任ができるものとします。ただし、発足から3年の間は特例措置として、共同代表1名の任期を3年、同1名の任期を2年、同1名の任期を1年とします。共同代表と会計責任者の兼任はできないものとします。

(ア) 共同代表:3名

(イ) 世話人:若干名

(ウ) 会計責任者:若干名

(エ) 顧問:必要に応じて総会での決議を受けて委嘱する場合があります。

<話し合いのポイント:共同代表制について、任期の上限を設けるかどうか>

〔会計〕

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とします。

<話し合いのポイント:市からの補助金について、あらかじめ定めるかどうか>

〔会則〕

第8条 本会の会則は■■■■年■■月■■日から施行し、その改正は総会において出席者の3分の2以上の賛同をもって行われます。

共同代表 ■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■

< 他の図書館友の会の会則 >

名取市図書館友の会・なとと

<https://lib.city.natori.miyagi.jp/web/wp-content/uploads/2017/12/2c94e8ab119cddb85d49d46015ff6ceb.pdf>

静岡図書館友の会

<https://shizutomo.jp/introduction/>

まきのはらし図書館友の会

<https://m-toshotomo.weebly.com/2025021063.html>

図書館とともだち・鎌倉

<https://totomo.sakura.ne.jp/kaisoku.html>